

## 政令市の条例の目的規定について

都市名	目的
札幌市	この条例は、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、 <b>廃棄物を適正に処理</b> し、あわせて <b>地域の清潔を保持</b> することにより、資源が循環して利用される社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって <b>市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</b>
さいたま市	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、 <b>廃棄物を適正に処理</b> し、あわせて <b>生活環境を清潔にする</b> ことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって <b>市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</b>
千葉市	この条例は、市民の健康で快適な生活を確保するためには、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、その再利用の徹底を図り、資源循環型社会を実現することが必要であることにかんがみ、千葉市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、 <b>廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔の保持</b> を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって <b>良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。</b>
横浜市	この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることにかんがみ、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、 <b>廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持</b> を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって <b>良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。</b>
相模原市	この条例は、市民、事業者及び市が一体となつて、 <b>廃棄物の発生及び排出の抑制等による減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持</b> を推進することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって <b>良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。</b>
新潟市	この条例は、市、市民及び事業者が一体となつて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、 <b>廃棄物を適正に処理</b> し、併せて <b>生活環境を清潔</b> にすることにより、資源循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって <b>市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</b>
名古屋市	この条例は、 <b>廃棄物の減量を目的として市民が市と協働で行う古紙の集団回収の円滑な実施を確保するため</b> 、古紙の持去り防止について、第三者による古紙の収集及び運搬の禁止その他の必要な事項を定めるものとする。
京都市	この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、 <b>廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持</b> （以下「廃棄物の減量等」という。）を図るために必要な事項を定めることにより、 <b>快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</b>
岡山市	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、 <b>廃棄物を適正に処理</b> し、併せて <b>生活環境を清潔</b> にすることにより、資源循環型の社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって <b>市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</b>
熊本市	この条例は、 <b>廃棄物の適正処理</b> 及び減量化を促進することにより、良好な生活環境を形成し、もって <b>市民の快適な生活に寄与することを目的とする。</b>
福岡市	この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、 <b>廃棄物を適正に処理</b> し、あわせて <b>生活環境を清潔</b> にすることによって、 <b>生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。</b>